

古座川町簡易水道事業公営企業会計システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

令和4年12月
古座川町 建設課

1 業務の目的

古座川町の簡易水道事業が、地方公営企業法を適用するに当たり、会計方式を公営企業会計方式へ移行するために必要となる、公営企業会計システム導入を行ううえで、当該システムに必要な機能・仕様及び受注者によるサポート体制について提案を受け、最も適した事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

古座川町簡易水道事業公営企業会計システム導入業務

(2) 業務内容

別紙1「古座川町簡易水道事業公営企業会計システム導入業務仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、当町がその資格を認めたものとする。

(1) 令和3年度・4年度古座川町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 和歌山県及び古座川町の入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。

(6) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

(7) 障害発生時、早急に原因調査・復旧できるよう一報を受けて即対応できる体制

を確保できること。

(8) 提案する公営企業会計システムは、パッケージ展開されていること。

(9) 導入予定のパッケージシステムについては、和歌山県内の公営企業体にて稼働している実績を10件以上有すること。

(10) プライバシーマークまたはISO27001の資格を有すること。

4 見積限度額

システム導入費用 4,464,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記見積限度額を超えて見積りを行った場合は、失格とする。

上記費用はシステム導入費用のみであるが、5年間の運用保守経費も含めて評価対象とするため、運用開始後に発生する費用についても見積りすること。

5 スケジュール

内容	受付期間及び期日
公告	令和4年12月14日
参加表明書等の提出期限	令和4年12月27日
参加資格審査結果通知(提案書等提出依頼)	令和5年1月10日
業務提案に係る質問受付期間	令和5年1月10日～1月17日
質問回答期限	令和5年1月24日
提案書等の提出期限	令和5年2月7日
優先交渉者の選定日	令和5年2月17日
選定結果の通知	令和5年2月27日
契約締結(予定)	令和5年4月3日

※スケジュールについては予定であり、変更になる場合があります。

6 提出書類

(1) 参加表明書等に係る提出書類

No	提出書類	提出部数	提出期限	様式等
1	プロポーザル参加表明書	1部	令和4年12月27日	様式1
2	会社概要(パンフレット可)	1部	令和4年12月27日	任意様式
3	保有資格・認証等一覧表	1部	令和4年12月27日	任意様式
4	提案システム稼働実績表	1部	令和4年12月27日	任意様式

(2) 提案書等に係る提出書類

No	提出書類	提出部数	提出期限	様式等
1	業務提案に係る質問書	正本1部	令和5年1月17日	様式2
2	提案書	正本1部 副本7部	令和5年2月7日	任意様式
3	会社概要（パンフレット可）	正本1部 副本7部	令和5年2月7日	任意様式
4	見積書	正本1部	令和5年2月7日	様式3
5	見積内訳書	正本1部	令和5年2月7日	任意様式
6	保有資格・認証等一覧表	正本1部 副本7部	令和5年2月7日	任意様式
7	システム機能仕様書	正本1部 副本1部	令和5年2月7日	様式4
8	システムデモ動画	正本1部 副本7部	令和5年2月7日	任意様式

7 プロポーザル参加表明書について

- (1) 募集方法 古座川町HPにて公告する。
- (2) 書類様式 指定様式にて作成すること。
- (3) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (4) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 建設課
- (5) 提出期限 令和4年12月27日（火） 午後5時まで
- (6) 次に該当する場合は、失格とする。
(①及び④に関しては、参加資格審査後に判明した場合でも失格とする。)
 - ①提出書類に虚偽の記載をした場合。
 - ②指定様式を使用せずに提出した場合。
 - ③提出期限内に提出されなかった場合。
 - ④提出書類等に不備があり、当町より提出書類の追加、または再提出を求められ、これに従わない場合。
- (7) その他
 - ①参加表明書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。
 - ②提出された書類の差し替え、再提出は原則として認めない。

※提出期限内かつ、当町がやむを得ないと認める場合を除く。

8 保有資格・認証等一覧表について

- (1) 書類様式 自由様式（ただし、A4判で作成すること。）
- (2) 記載要件 品質管理及び情報保護対策における公的資格・認証等を有している場合、認証名、登録（認証）番号、登録（認証）日が分かるように記入すること。また、記入した資格については、証明書（写し）を併せて提出すること。
- (3) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (4) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 建設課
- (5) 提出期限 令和4年12月27日（火） 午後5時まで
- (6) 次に該当する場合は、失格とする。
(①及び③に関しては、参加資格審査後に判明した場合でも失格とする。)
- ①提出書類に虚偽の記載をした場合。
②提出期限内に提出されなかった場合。
③提出書類等に不備があり、当町より提出書類の追加、または再提出を求められ、これに従わない場合。

9 提案システム稼働実績表について

- (1) 書類様式 自由様式（ただし、A4判で作成すること。）
- (2) 記載要件 和歌山県内の公営企業体への導入実績を記入すること。
※実績表に記入したものについて、契約書の写し（公営企業体名及び契約期間が分かるもの）を提出すること。
- (3) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (4) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 建設課
- (5) 提出期限 令和4年12月27日（火） 午後5時まで

(6) 次に該当する場合は、失格とする。

(①及び③に関しては、参加資格審査後に判明した場合でも失格とする。)

①提出書類に虚偽の記載をした場合。

②提出期限内に提出されなかった場合。

③提出書類等に不備があり、当町より提出書類の追加、または再提出を求められ、これに従わない場合。

1 0 参加資格審査及び提案書等提出依頼の通知について

(1) 提出されたプロポーザル参加表明書等を審査し、参加資格を有すると認められた者に対し、提案書等提出依頼を行う。

(2) 審査結果については、提案書等提出依頼とともにFAXにて通知するので、通知を受取り後、確認用のFAXを返信すること。(様式自由)

1 1 質問の受付及び回答について

(1) 書類様式 指定様式にて作成すること。

(2) 提出方法 E-mailにて提出すること。

(送信後、閉庁日を除く、各日午前9時～午後5時までの間に、着信を電話にて確認すること。)

E-mail本文に、会社名及び担当者名を記載すること。

担当者アドレス (kuribayasi-001@town.kozagawa.lg.jp)

(3) 提出期限 令和5年1月17日(火) 午後5時まで(必着)

(4) 質問内容 本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、提案書及び見積書の審査(評価)に係る質問は受け付けないものとする。

(5) 回答 回答に関しては、次の日程及び方法で行う。

回答期限 令和5年1月24日(火)まで

回答準備が整い次第回答を行う。

回答方法 提案書提出依頼をした業者全てにE-mailにて回答する。

回答を受信後、受信した旨をE-mailにて返信すること。

1 2 提案書等について

(1) 提案書類 別紙1「古座川町簡易水道事業公営企業会計システム導入業務仕様書」及び別紙2「提案書等作成要領」に従い、作成すること。

(2) 書類様式 自由様式(ただし、A4判又はA3判の折込で作成すること。)

見積書及び機能仕様書は、指定様式にて作成すること。

- (3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (4) 提出部数 正本1部 副本7部 合計8部 (紙媒体)
- (5) 提出期限 令和5年2月7日(火) 午後5時まで
- (6) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 建設課
- (7) 次に該当する場合は、失格とする。
- ①提出書類に、虚偽の記載をした場合。
 - ②提案書等の作成に当たって、不正行為が判明した場合。
 - ③提出期限内に提出されなかった場合。
 - ④提出書類等に不備があり、当町より提出書類の追加、又は再提出を求められ、これに従わない場合。
- (8) その他
- ①提案書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
 - ②提出された提案書等の差し替え、再提出は認めない。
※提出期限内かつ、当町がやむを得ないと認める場合を除く。
 - ③提案書等に記載した、業務担当者及び配置予定の技術者等は原則として変更できないものとする。
ただし、やむを得ない事情(退職等)により変更を行う必要がある場合には、同等以上の経験、技術、資格等を有する者を配置する事とし、当町の了解を得なければならない。
 - ④書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
 - ⑤当町が必要と認め、追加資料等の提出を依頼した場合、速やかに提出すること。
 - ⑥参加表明書を提出し、当町より提案書等提出依頼を受けた者で、提案書等を提出しない場合は辞退届を提出すること。(様式自由)
 - ⑦導入費用及び運用保守費用等については、見積書及び見積内訳書に記載し、提案書等には金額の記載は行わないこと。
 - ⑧提案書等を確認後、当町より記載内容について質問する場合がある。質問を受けた場合、当町が指定する方法で速やかに回答を行うこと。

1.3 見積書について

- (1) 書類様式 指定様式にて作成すること。
導入費用と運用・保守費用を分けて記載すること。
- (2) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。

持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。

持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。

- (3) 提出日 令和5年2月7日（火） 午後5時まで
- (4) 提出部数 正本1部（紙媒体）
- (5) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 建設課
- (6) その他 見積書及び見積内訳書については、その他の書類とは別封筒に入れ、封印を施して提出すること。

1.4 見積内訳書について

- (1) 書類様式 自由様式（ただし、A4判で作成すること。）
導入費用と運用・保守費用を分けて作成すること。
- (2) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (3) 提出日 令和5年2月7日（火） 午後5時まで
- (4) 提出部数 正本1部（紙媒体）
- (5) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 建設課
- (6) その他 見積書及び見積内訳書については、その他の書類とは別封筒に入れ、封印を施して提出すること。

1.5 システム機能仕様書について

- (1) 書類様式 指定様式にて作成すること。
- (2) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (3) 提出日 令和5年2月7日 午後5時まで
- (4) 提出部数 正本1部 副本1部（紙媒体）
- (5) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2

古座川町役場 建設課

- (6) その他 作成に当たっては、以下の点に留意のうえ、作成すること。
- ①当町より提示したExcelファイルに沿って、評価区分等を記載すること。
 - ②調達時点では標準機能としては提供されていないが、システム導入開始までに標準機能として組み込まれる見込みのあるものは、「◎（パッケージ標準機能で対応可能）」として、その旨を、「○（代替案・運用で対応可能）」としたものは実現する手法を、備考欄に明記すること。
 - ③記載された内容が、当町が意図する回答と異なっていたり、受け入れ難い代替案であると判断した場合、当町より内容の真意を確認する場合がある。その際に明確な回答が得られない場合は、「×（対応不可）」として評価を行う。
 - ④「△（カスタマイズで対応可能）」としたものは、備考欄に対応に要する費用を明記すること。

1 6 システムデモ動画について

- (1) 書類様式 自由様式
- (2) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (3) 提出日 令和5年2月7日（火） 午後5時まで
- (4) 提出部数 正本1部 副本7部（DVD、USBメモリ等）
- (5) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2
古座川町役場 建設課
- (6) その他 作成に当たっては、以下の点に留意のうえ、作成すること。
 - ①DVDなどの光学メディアやUSBメモリ等メディアで提出すること。
 - ②当町の行政端末 Windows PC での視聴を想定しているため、Windows Media Player で再生できること。
 - ③時間は30分以内。30分を超える場合や動画を視聴できない場合は0点として評価する。
 - ④提案者の標準パッケージシステムについて、提案者の社員が操作しながら画面構成や操作性、便利な機能等を説明し、そのシステム画面を映すこと。ただし操作方法の説明は不要とする。
 - ⑤システムデモ動画を確認後、当町より内容について質問する場合がある。質問を受けた場合、当町が指定する方法で速やかに回答を行うこと。

1 7 提案書等の審査について

(1) 提出された提案書等により、当町職員で構成する審査委員会において審査を実施し、審査評価点の合計が最も高い者を優先交渉者、次点の者を次点交渉者とする。

(1000点満点×5名 合計5000点)

(各項目における満点:提案書400点、見積金額200点、システム機能300点、システムデモ動画100点 合計1000点)

(2) 合計点が同点で2者以上となった場合、見積金額の低い者を優先交渉者として選定し、次点交渉者の選定についても同様とする。

(3) 提案者が1者のみである場合は、(1)に示す合計点が3000点以上であれば、交渉者とする。

1.8 評価項目

評価項目及び評価の着眼点は、別紙3「評価要領」を参照すること。

1.9 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉者が決定した後、速やかに参加者全員にFAXで通知するものとする。

2.0 契約の締結について

優先交渉者となった者と本業務の契約交渉を行う。ただし、次に示す事項のいずれかに該当する場合は、次点交渉者と契約交渉を行うものとする。

- ① プロポーザル参加要件を満たすことができなくなったとき。
- ② 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉者が交渉途中で契約締結を辞退したとき。
- ③ その他当町がやむを得ないと認める理由により、契約の締結が不可能となったとき。

2.1 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の確認後、記載内容等について当町より質問する場合がある。質問を受けた場合、当町が指定する方法で速やかに回答を行うこと。
- (3) 提出書類の返却は行わない。
- (4) 本プロポーザル参加者は、各種審査の経緯及び結果についての異議申し立てを行うことはできない。
- (5) 本実施要領に定める要件のうち、「古座川町簡易水道事業公営企業会計システ

「システム導入業務仕様書」の内容と重複している場合、仕様書に記載されている内容を優先することとする。